

町会に対する支援の拡充について

1 町会事務所新築、増改築等助成金の拡充

(1) 概要

老朽化が進行している町会事務所の改築や事務所機能の維持・強化を更に促進するため、これまでの助成対象に修繕も加えるとともに、助成率や助成限度額を拡大する。

(2) 拡充内容

	現 行	拡充案
助 成 率	30%	<u>50%</u>
助成限度額	1,500万円	<u>2,000万円</u>
助 成 対 象	新築、増築、改築、既存建物の購入 ※200万円以上の工事が対象	新築、増築、改築、 <u>修繕</u> 、既存建物の購入 ※ <u>50万円以上</u> の工事が対象
そ の 他	過去10年以内に助成金の交付を受けていなければ申請可能。	<u>過去10年度以内に交付を受けた助成金の合計が、助成限度額に達していなければ何度でも申請可能。</u>

(3) 予算額 (案)

10,000千円

(4) 今後の予定

令和8年3月 台東区町会連合会定例会に報告
 4月 事業開始

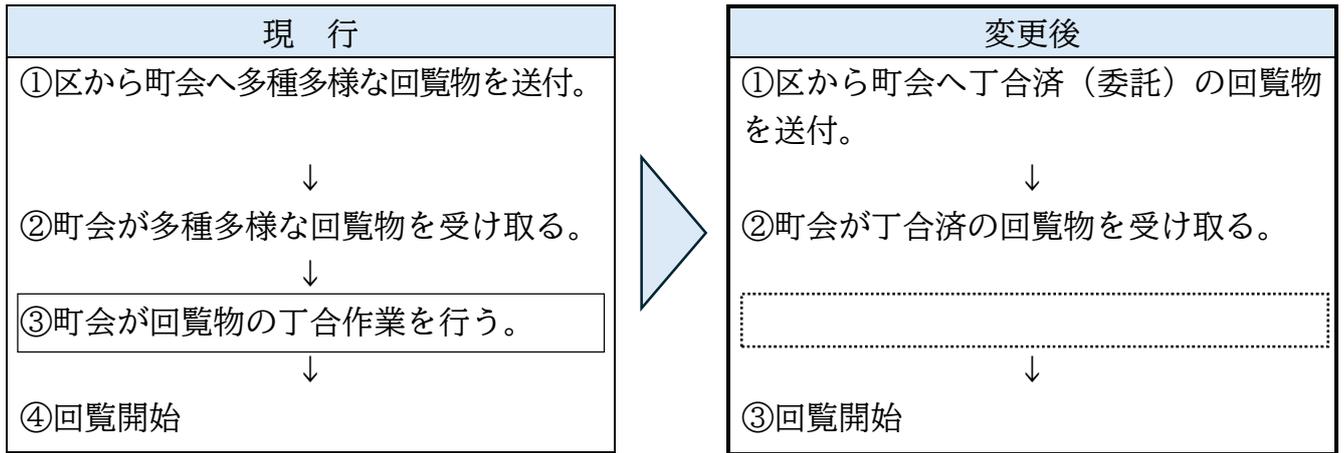
2 町会宛回覧物の送付方法の変更

(1) 概要

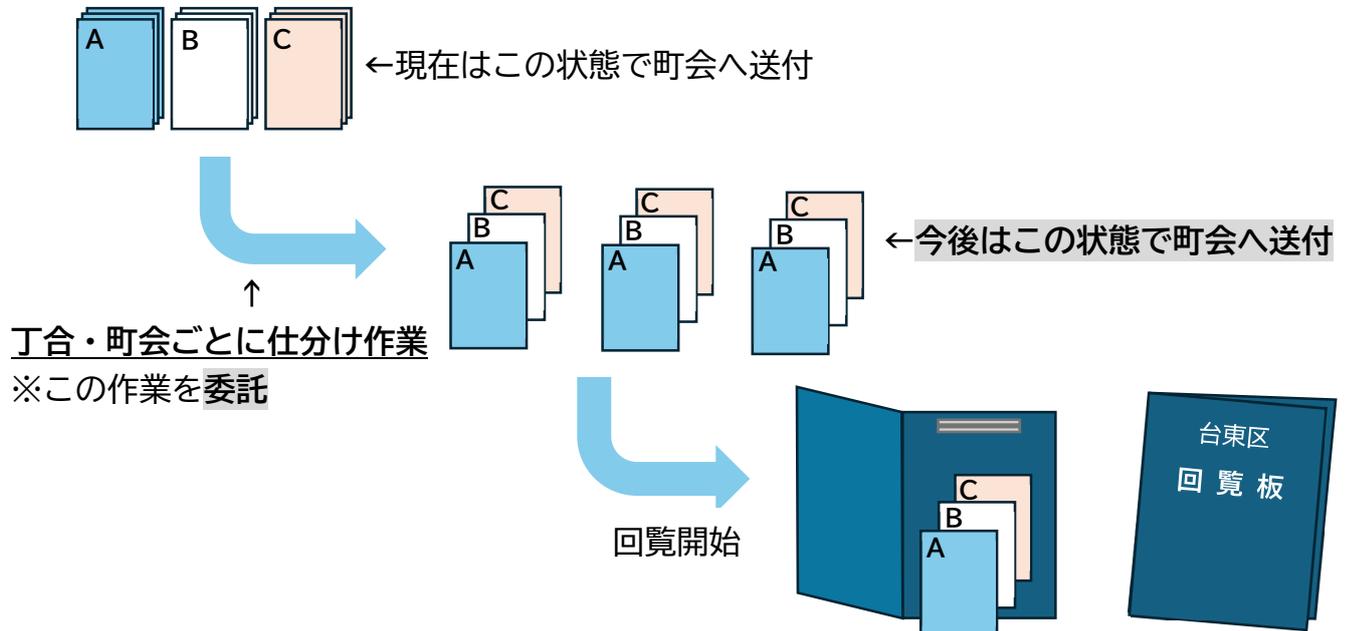
区から送付される多種多様な回覧物の丁合作業やポスターの掲示等について、回覧に係る作業の一部を区が担い、町会の負担を軽減する。

(2) 変更内容

町会内の担当者が行っている回覧物の丁合作業を業者へ委託し、丁合された状態で区から町会へ送付する。



<イメージ図>



(3) 予算額（案）

9,568千円

(4) 今後の予定

令和8年4月 台東区町会連合会定例会に報告
6月 委託開始